

杏林大学への入学を希望する皆様へ

「こども性暴力防止法」の施行に伴う教育実習等への対応について

「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」が、2026年12月25日より施行されます。

この法律は、教育・保育などを行う事業者（以下、学校等）に対し、その学校等に在籍する児童等への性暴力を防止するための措置を講じることを義務付けるものです。

この法律により、幼稚園や学校、保育所、学習塾など、児童・生徒等に対して保育・教育を行う事業者には、性暴力を防ぐための取組みが求められます。そのため、教育実習等によりこれらの施設で実習を行う本学学生についても、性犯罪前科の有無の確認が求められる可能性があります。

その留意点をお知らせします。

1. 犯罪事実確認について

教育実習、養護実習など児童等と関わる諸活動を行う前に、法律に基づき実習先施設より「犯罪事実確認」を求められる場合があります。確認の結果、特定性犯罪前科があると判断された場合には、児童等に接する教育実習、養護実習等を行うことはできません。

なお、「犯罪事実確認」の要否は、実習先の施設が判断します。

2. 教員免許状取得への影響について

教職課程においては、教育実習や養護実習等が必修となっています。実習を行うことができない場合は、当該資格・免許の取得要件が満たせず、教員免許状の取得はできません。

また、保健学部看護学科看護養護教育学専攻においては、看護師免許に必要な科目の取得と共に、養護教諭免許状に必要な科目の取得が卒業条件になりますので、教育実習や養護実習等ができない場合は、卒業できません。

3. 入学後の対応について

本学では、「こども性暴力防止法」の趣旨を踏まえ、教育実習や養護実習等に参加する学生に対する指導の充実及び児童・生徒の安全確保に努めます。その上で、犯罪事実確認を行う事についての同意書、特定性犯罪前科がない旨を確認するための誓約書を提出いただく場合があります。※個人情報保護法に基づき適切に取り扱います。

教員免許状取得を希望する受験生の皆様におかれましては、上記の点を考慮の上、出願されますようお願いいたします。

【参考】こども家庭庁 こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

【問い合わせ先】

教職課程・教育実習に関すること・・・教務課（教職課程担当）

入学試験に関すること・・・入学センター

以上